

承認第2号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年3月4日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

救急事案により発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成26年1月15日

中間市長 松下 俊男



記

- 1 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 2 事故の概要
 - (1) 事故発生日時 平成25年12月8日 午後8時32分頃
 - (2) 事故発生場所 [REDACTED]
 - (3) 事故の状況 20時29分覚知の救急事案で、傷病者に接触するため傷病者宅の居間に入ろうと引き違いガラス戸を開けた際に、ガラス戸が敷居からはずれて落下し、ガラスを破損させたもの
- 3 損害賠償の額 4,725円
- 4 和解の趣旨
 - (1) 中間市（以下「市」という。）は、本件事件の相手方（以下「相手方」という。）に対し、本件事故に関する損害賠償債務として、4,725円の支払義務があることを認める。
 - (2) 市は、相手方に対し、前号の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払うものとする。
 - (3) 相手方と市とは、本件事故に関して双方ともに裁判上又は裁判外において一切の異議申立てをしない。